

令和5年1月27日

建設業法第27条の37に基づく届出団体ご担当者様

安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

平素よりお世話になっております。国土交通省建設業課です。

トラック輸送を利用される建設関係事業の皆様に対する国土交通省自動車局貨物課からの協力依頼について、別添のとおり送付いたします。

貴団体におかれましては、今般ご連絡する内容について、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。

【概要】

一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところです。

建設・土木工事においても、貨物自動車運送事業者は資材の搬出入等、建設関係事業者の皆様を荷主とした運送を担っております。そのため、建設関係事業者の皆様におかれまして、持続可能な物流の実現に向け、「標準的な運賃」につきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8277

以上